



○政府委員(栗澤一男君)　ただいま御指摘の点は、衆議院でも付帯決議として御要望があつた点でございます。私どもも当初からいろいろ検討いたしましたが、強制加入の点も検討したのでございましたが、ただいまのお話のように、法文としてそういう条文を作ることはどうかというような論議も経て出された法案でございます。私どもの考え方をいたしましても、やはり同様な大体の結論を得たわけであります。しかしながら、実際問題としましては、やはり何と申しましても、なるべく多数がこの組合に入りまして、アウトサイダー規制命令もござりますので、このアウトサイダーの少い方が実効が上がるということは間違いないことでございまして、その点については、十分の注意を払いまた行政指導もしたい、こう考えております。ただいままでの各地区的業界その他の機運を見ますと、この問題が出て参りましたのも相当前からのお話でございまして、実際問題といたしまして、相当やはりこの組合を作りたい、組合法の実現を希望するという機運が盛り上ってきている。従いまして、私どもも実際問題としまして、本当にこの組合法が施行されましたが既に話でございまして、実際問題といたしまして、相當やはりこの組合を作りたい、組合法の実現を希望するという機運が盛り上ってきている。従いまして、私どもも実際問題としまして、相当地域にもできるだけ広く勧奨いたしまして、直ちに設立の際に発起人となつて、あるいは会員とならなくても、それに対する関心と申しますか、そういうものができるだけ広く盛り上げさせたい、こういうふうに考えておりまます。また各地区的海運局あるいは支局等におきましても、そういう気持で行

政指導をするようにいたしております。また、何と申しましても、組合に加入するという気持を起させることが第一でございます。それにつきましては、この法律によりましてできた組合がほんとうに健全に発達し、また実際に活動するということが何よりも大事なことじやないかと思いまして、そういう点につきましては、私どもいたしましたても、できるだけ組合の活動を援助し、発にさせるということが大事なことじやないかと思いまして、そういう点につきましては、私どもいたしました。経費等も当初はなるべく安くいたしまして、実際に実効の上の活動を発展させるということが大事なことじやないかと思いまして、そういう点につきましては、私どもいたしました。でも、どういうふうに考えております。また、何と申しましても、最後は各業者の自覚と申しますか、そういう自立的な意識の盛り上りが大事でございまして、こういう点につきましても、特にこまかい業者でござりますので、行政官庁としましては、末端が常に船員法、あるいはその他検査等の関係で折衝いたしております。こういう規定を通じまして、できるだけそういう意識を盛り上らせるよういたしたい、こういうふうに考えております。

上運送の実態を見てみますと、荷主と回漕業者とそれから船主との三つの関係があつて、荷主はできるだけ安い運賃で回漕業者との間に運送契約がなされる、それから回漕業者は船主との間に運賃等についてはできるだけ安い運賃でそれを契約せしめようとする、その安い運賃を上方からはずつと引く、それはもうだれが考へてもわかる筋道なんですね。しかも、今一番最後には、小型船に乗つて働いておる船員諸君の労働条件の悪化といふことになる、これはもうだれが考へてもわかる筋道なんですね。しかも、今的小型船運送の実態を見てみると、何といつてもこの回漕業者の経済力といいますか、その実力が船主の力よりも非常に強いわけです。ですから、幾ら幾らの運賃でなければ引き合わないといふうに船王は考へても、もしもこの程度の運賃でお前が迎ばぬのなら、お前はもううちの荷物は扱わせぬぞ、よその船王にやらせる、こういうような圧力が加わってきて、いつも回漕業者の重圧の中に、特に自分が船を持つて、自分が船長をしてやっておるという諸君は困つておるわけです。ですから、この法律の中からは回漕業者の兄弟とはいえないかもしれないが、この業界においては非常に強い経済力を持つておる回漕業者の支配力がそのまま肯定されるということではないかのではないか、これもこの法案が頭を出してきたところからの議論の焦点なんですが、その点については衆議院における審議の過程でどういうふうに説明をされて参りましたか、これは木村さん、井岡さん、どなたでもけつこうですから、衆議院における審議の経過でどのように説明されたかと

○衆議院議員(木村俊夫君) 今松浦先生から御指摘のありました点は、衆議院の審議を通じまして非常に大きなボイントになつた点でございます。提案者といたしましても、今お話をありますと、この小型船海運業界の実態から申しますと、まずこの法案そのものの制定的なものが、小型船海運業者の九割を占めておりますいわゆる船主、船長と申しますが、零細な小型船業者の経済的な安定をはかるというのが第一眼目になつております。その目的を達する上におきましては、一心理論的に考えますと、この際お話のありましたような、言葉は悪いかも知れませんが、むしろ荷主の対抗機関的な機能を持つてゐる、もちろん回漕業者を中心とした小形船海運業界の安定を期する上にかえつてプラスするのではないか、こういう議論もございました。しかししながら、この木船海運の実態を見ますと、松浦先生も御承知の通り、非常に零細業者が多うございますが、その零細業者の何と申しますか、力といふものが、非常に經濟的に申しましても、また集荷機能の上から申しまして、非常に弱いというものが現状なんですが、その一例を申し上げますと、かりに昭和三十年度の機帆船の輸送実績を見て参りますと、その九割二分七厘に相当する延送貨物というものが全部回漕業者の手を通じて、特に機帆船の大宗貨物であります石炭について見ますと、その九割七分というものが全

部回漕業者の手を通じて、いろいろの実態を提案いたします。そこで、私どもの法を提出いたします際に、確かに私どもの法を制定目的そのものから直接出しますと、木船回漕業者を除外した方がよろしいようには思いますけれども、今申し上げたように、機帆船業界の実態から申しますと、もしかりに木船回漕業者をこの海運組合に加えなければ、おそらくこの木船回漕業の業界の混乱がかえって生ずるのではないか、ひいてはせっかく作りました海運組合の調整規程が有名無実になるおそれがある。こういう実態的な考え方に基きまして、言葉は悪いかもしれませんけれども、一応現在の段階では木船回漕業者を組合に加入させまして、しかしながら、加入させたあの海運組合の運営の、運用の面につきましては、もちろん運輸省の行政指導もさることながら、どうしてもこの組合員の何と申しますか、この組合を作った目的をみずから意識して、団結力を強くしていただき、またこの法律の建前から申しますと、いかに経済的に力が小さい組合員といえども必ず選挙権あるいは議決権は平等であるという建前をとっておりままでの、そういう組合法の内容及び海運局、地方海運局の行政指導の強化、並びに今申し上げました通り、組合員のそういう團結意識と申しますが、今後自分たちの自主的組織を通じて、自分たちの経済的地位を安定、向上させていくんだという意識の向上を待つ提議におきましては、ただいまのようないきたい、こういうふうに考えて提案した次第でございます。衆議院の

な審議をいたしました。その点についても御質問ございました。

な審議をいたしました。その点については御了解を願う次第でございます。

ところをどういうふうにお考えになりますか。私はこの組合に回漕業者が人っているということは、回漕業者の運賃その他についての支配力がさらにつれて強化され、そうして結局運賃の規制等も、回漕業者の立場から、船主はそれに追随をしていかなければならぬ、こういう建前で運賃調整が行われるのではないかということを危惧するわけあります。回漕業者と船主とは相助け合うという関連にあるけれども、これは利害が必ずしも一致しないのですね。回漕業者はできるだけ安く運ばせようようとすると、船主はできるだけ高くとてはいわないので、回漕業者のままでは経営が成り立っていないから、やだといえども、それじゃお前には荷物をやらぬぞといって相手にしてくれなくなる。それじゃ困るから、引き合のとれないので、頭を下げてそして荷物をもらわなければならぬ、そのしわ寄せで働いておる者の賃金が低下する、いわゆる低賃金で、しかも、つまみ金を与えるような格好の労働条件に落される、こういう結果になるおそれがあるわけですね。ですから私どもの心配しておる回漕業者の支配力を排除しつつ、今木村さんの御説であります。あるという方法について、運輸省当局の御所見を承わりたいと思います。

御認識の御指摘でございまして、私どもも非常にその点考えておるわけでござりますが、ただいま提案者の方からも御説明ございましたように、本法でも相当そういう点につきましては御考慮をいろいろ払われておるようと考えるのであります。たとえば議決権あるいは選挙権等の代理の権限についてみましても、十人以上は代理権を持てない分でこれを行使するということを御考慮に入れたものと考えるのであります。またその行使の方法についても、書面をもってでもよろしいし、あるいは親族、使用人でもよろしいといふことで、海上で働いておりましても、自分でその権限を行使するという規定まで入れておるのであります。また組合の目的に反するような行動をした場合には、除名できるというような規定も設けられております。いずれもそういう点から考慮しました規定かと考える次第であります。私どもそういう規定の適用といいますか、運用につきましては、十分ただいまのようなお話を考慮しながら運営していくたい、あるいは指導をしていきたいと考えております。また、ただいまの問題が端的に出て参りますのは調整規程の問題になつて参るかと思うのであります。調整規程におきまして、回漕業者が適正をはかるということを考えたいと思つております。なおまた、結局最後は組員の自覚、あるいはその経済的地位の向上という問題とからみ合つた

問題でございまして、御指摘のようになります。やはり經濟的に非常に地位が悪い、やはり荷物をもらわなければやつていけないというふうな実態が結果が現れる、そういう結果をもたらすのであります。そのような組合を作りまして、自分の地位を向上させるということが、やはり一つの回漕業者の力を排除する段階でもあるかと考えるのであります。なおその点につきましては、早くから海運組合等におきましても、この点の御指摘がありまして、十分関心を持つておられます。私どもも、実際にその仕事を従事しておられる人々の声というものがやはり海運組合から出て参ると思うのであります。組合とも十分今後この点につきましては連絡いたし、あるいは協議をいたしまして、そういう点の是正に努めたい、こういうふうに考えております。

しかしながら、これはほかの組合法より一つの定型になつてあります。確かに理論的には今仰せになりました点はまことにありますので、提案者としてもその点を述べた上で、組合法もこういう規定になつておられます。しかしながら、組合員は三分の一ぎりぎりの理事を組合員外から選任するということは、おそらくなつておりますので、今お話をありましたが、ただ理事は、定款で定めるところにより、総会で選任するということになります。しかしながら、組合員又は三分の一ぎりぎりの理事を組合員外から選任するということは、おそらくなつておりますので、今お話をあります。それにつけては起らぬと思ふのであります。それにこの「組合員又は組合員たる法人の役員」以外の者としては実際問題としては起らぬと思ふのであります。そこで、「少くとも三分の二は」と一応規定のは、大体普通の場合におきまして、専務理事とか常務理事とか、組合員の専従的な役員を想定しておりますので、「少くとも三分の二は」と一応規定しておりますけれども、大体三分の二といふのは、たとえば一人か二人が専務理事ないしは常務理事として選任されるというのが私は普通の場合にはなかろうかと思います。

理事会の議決は過半数ですから、九人の過半数は五人になる。五人の内で絶えず組合の事務所に、今あなたがおしゃるような、専務理事とか何とか勤めている人が三人いるとする、そうすると組合員の業務に携わっている者がその組合員外の理事を想定して、それが九人の三分の一の三人になって、それから四漕業者、これは陸上にいるのですから、そこから選ばれた役員はまた二人、三人ということになつて、結局総会で選挙をして信任をせられた役員であることは間違いないのですけれども、組合員でない役員や、それから回漕業者のみによって役員会が構成され、理事会が構成されて、成立をして、そうして議決をされていくというような結果が起つてくると鬱屈されるわけですが、そういう点については、何か衆議院でも問題になりませんでしたか。





行法において運輸審議会の諮問事項であつた事柄については、これを全部港湾運送審議会の諮問事項としたいたのであります。

以上のほか、港湾運送事業監督官の新設、その他こまかい点について改正を試みておりますが、本改正案の主要な改正点は大体以上の通りであります。

なお、改正案は、その円滑なる運用をはかるため、一ヵ年の実施猶予期間を設け、その施行に万遺憾なきを期した次第であります。

何とぞ、慎重審議の上、本改正案に御賛同賜わらんことをのぞみます。

○委員長(戸叶武君) 質疑は、前例によりまして次回にいたします。

午後二時十九分速記中止

午後三時三十九分速記開始

○委員長(戸叶武君) これより再び請願の審査に入ります。

○委員長(戸叶武君) 速記を始めて。

本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十分散会

五月十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、小型船舶運送組合法案(衆)(予備審査のための付託は四月二十四日)

五月十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、港湾運送事業法の一部を改正する法律案(衆)

港湾運送事業法の一部を改正する法律案

港湾運送事業法の一部を改正する法律案

第六十号の一部を次のように改正する。第四条を次のように改める。

(免許)

第四条 港湾運送事業を営もうとする者は、運輸大臣の免許を受けなければならぬ。

2 港湾運送事業の免許は、港湾及び前条各号の種別について行う。第五条の見出し及び第一項中「登録を免許」に改める。

(免許基準)

第六条から第八条までを次のように改める。

(免許基準)

第六条 運輸大臣は、港湾運送事業の免許をしようとするときは、左の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

一 当該事業の開始によって当該港湾に係る全供給運送力が全運送需要量に対し著しく供給過剰して、これをしなければならない。

二 当該事業を自ら適確に遂行するに足る労働者及び施設を有するものであること。

三 当該事業を営む者の責任の範囲が明確であるような経営形態であること。

四 当該事業の経営的基礎が確実性を有すること。

第五条 運輸大臣は、免許の申請者が左の各号の一に該当する場合に

は、その免許をしてはならない。

該事業を開始することができないときは、運輸大臣は、申請により、期日を延期し、又は期間を延長することができる。

第九条第一項中「港湾運送事業登録を受けた者(以下「港湾運送事業者」という。)」を「港湾運送事業者」といふ、同条第二項中「前項」を「第一項」に、同条第四項中「運輸審議会」を

「中央港湾運送審議会」に、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同

条中同二項を第三項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の運賃及び料金は、第三条各号に掲げる事業の種別ごとに、定額をもつて明確に定められなければならない。

(中間利潤の規制)

第十六条の二 港湾運送事業者は、その引き受けた港湾運送の一部を他の港湾運送事業者に行わせる場合には、当該他の港湾運送事業者が第九条の規定により実施している運賃及び料金よりも低額の運賃及び料金で当該他の港湾運送事業者に運送させてはならず、又は当該他の港湾運送事業者から運賃及び料金の割戻を受けてはならない。

第十七条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第十八条第一項中「(以下「相続人等」という。)」は、「(以下本条において「相続人等」という。)」は、当該港湾運送事業者の地位を承継する。

この場合において相続人等は、改め、同条第二項及び第三項を削る。

第二十条に次の三項を加える。

2 前項の届出があつたときは、当該免許は、その効力を失う。

3 港湾運送事業者は、その事業を休止しようとするときは、運輸省令の定めるところにより、運輸大臣

第十六條中「港湾運送事業者」を「一般港湾運送事業者以外の港湾運送事業者」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

一般港湾運送事業者は、その引受けた港湾運送を行う場合に、運輸省令の定めることによる。

該事業を開始することができないときは、運輸大臣は、申請により、期日を延期し、又は期間を延長することができる。

第六十一条の二 港湾運送事業登録を受けた者(以下「港湾運送事業者」といふ。)を「港湾運送事業者」といふ、同条第二項中「前項」を「第一項」に、同条第四項中「運輸審議会」を

「中央港湾運送審議会」に、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同

条中同二項を第三項とし、以下一項

ずつ繰り下げ、第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の運賃及び料金は、第三条各号に掲げる事業の種別ごとに、定額をもつて明確に定められなければならない。

(中間利潤の規制)

第十六条の二 港湾運送事業者は、その引き受けた港湾運送の一部を他の港湾運送事業者に行わせる場合には、当該他の港湾運送事業者が第九条の規定により実施している運賃及び料金よりも低額の運賃及び料金で当該他の港湾運送事業者に運送させてはならず、又は当該他の港湾運送事業者から運賃及び料金の割戻を受けてはならない。

第十七条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第十八条第一項中「(以下「相続人等」という。)」は、「(以下本条において「相続人等」という。)」は、当該港湾運送事業者の地位を承継する。

この場合において相続人等は、改め、同条第二項及び第三項を削る。

第二十条に次の三項を加える。

2 前項の届出があつたときは、当該免許は、その効力を失う。

3 港湾運送事業者は、その事業を休止しようとするときは、運輸省令の定めるところにより、運輸大臣

の許可を受けなければならぬ。

4 前項の事業の休止の許可は、一年をこえる期間についてすることができない。

第二十一条 削除  
(事業の停止及び免許の取消)

第二十二条 運輸大臣は、港湾運送事業者が左の各号の一に該当するときは、三箇月以内において当該事業の停止を命じ、又は免許を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこの法律に基く命令若しくはこれらに基く処分又は免許に附した条件に違反したとき。

二 第七条第一号、第四号、第五号又は第六号に該当するに至つたとき。

三 職業安定法又は労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の規定に違反して罰金以上の刑

に処せられたとき。

第三十一条中「運輸審議会」を「港湾運送審議会」に改め、「第七条第一項の登録の拒否」を「第四条の免許」に、「第九条第四項」を「第九条第五項」に、「次条」を「第三十二条」に改め、同条の次に次の二条を加える。  
(港湾運送審議会)

第三十二条の二 運輸省に中央港湾運送審議会(以下本条において「中央審議会」といふ。)を、海運局ごとに地方港湾運送審議会(以下本条において「地方審議会」といふ。)を置く。  
2 中央審議会は、この法律に定めるもののほか、運輸運輸大臣の諸

間に応じて、港湾運送につき、左に掲げる事項に関する基本的な方針を調査審議する。

一 各港湾における適正な供給運送力の策定その他運送の需給と供給との調整に関すること。

二 従業員の作業条件及び施設の改善に関すること。

三 連賃及び料金の基準に関すること。

四 免許の基準及び事業の運営に関すること。

五 港湾運送事業監督官の職務遂行に関すること。

六 その他港湾運送に関する事項

中審議会の答申を受けたときは、その所掌事務の遂行上、これを尊重しなければならない。

4 中央審議会は、第二項の事項に

関し必要があると認めるときは、関係行政庁に建議することができ

る。

5 中央審議会は、委員七人以内をもつて組織する。

6 中央審議会の委員は、学識経験のある者につき三人を、港湾運送事業者につき二人を、及び港湾運送事業に雇用される労働者につき二人を運輸大臣が任命する。

7 第二項から前項までの規定は、地方審議会に準用する。この場合において第二項、第三項及び前項

中「運輸大臣」とあるのは、「海運

局長」と読み替えるものとする。

第三十二条第一項中「第九条第四項」を「第九条第五項」に、同条第二項中「第六条第一項」の規定による登録をした場合及び第二十一条の規

定による登録のまつ消をした場合

を「第六条の規定による免許をした場合、第十八条又は第二十条第一項の規定による届出を受理した場合、同条第三項の規定による許可をした場合及び第二十二条の規定による許

の取消をした場合」に改める。

第三十三条を次のように改める。  
(港湾運送事業監督官)

第三十三条 運輸大臣は、所部の職員の中から港湾運送事業監督官を命じ、この法律の施行に関する事項を掌らせる。

2 港湾運送事業監督官は、必要があると認めるときは、港湾運送事業者、荷主又は船舶運送事業者に對し、この法律及びこの法律に基いて発する命令の遵守に注意を喚起し、又は勸告をすることである。

3 港湾運送事業監督官は、必要があると認めるときは、港湾運送事業者の事務所若しくは事業場又は

はしけ若しくは引船その他の船舶に立ち入り、帳簿書類その他の物

件を検査し、港湾運送業者、荷主、船舶運送事業者若しくはこれらの事業に從事する者に出頭を命じ、報告をさせ、又は質問をすることができる。

4 港湾運送事業監督官は、必要があると認めるときは、港湾又は船舶内にある者に質問をすることができる。

5 前二項の場合には、港湾運送

業監督官は、その身分を示す証票

を携帯し、且つ、関係者の請求ができる。

6 中央審議会の委員は、学識経験

のある者につき三人を、港湾運送

事業者につき二人を、及び港湾運

送事業に雇用される労働者につき二人を運輸大臣が任命する。

7 第二項から前項までの規定は、

地方審議会に準用する。この場合において第二項、第三項及び前項

中「運輸大臣」とあるのは、「海運

局長」と読み替えるものとする。

6 港湾運送事業監督官は、この法律及びこの法律に基いて発する命令の違反の罪について、刑事訴訟

法(昭和二十三年法律第百三十一号)の規定による司法警察員として職務を行う。

第三十三条の二第一項中「登録」を「免許」に改め、同項後段を削り、

同条第一項中「第十五條」の下に「第六条まで」を「第十条の二まで」に、「第十六条まで」を「第十六条の二まで」に改める。

第三十四条中「五万円」を「十万円」に改める。

第三十五条第二号中「第十条(第三十三条の二第二項)を「第十条又は第十二条の二(これらは規定を第三十三条の二第二項)に改め、同条第四号

中「場合を含む。」の下に「又は第十六条の二(第三十三条の二第二項及び第三十三条の三第三項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第五号を第六号とし、第四号の次に次の二号を加える。

4 第二十条第三項(第三十三条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反し者

第三十五条中第六号の次に次の二号を加える。

5 第二十条第三項(第三十三条

の三第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反し者

第三十五条中第六号の次に次の二号を加える。

6 港湾運送事業監督官は、必要があると認めるときは、港湾又は船

舶内にある者に質問をすることが

できる。

7 第三十三条第二項(第三十三

条の三第三項において準用する

場合を含む。)の規定による港湾

運送事業監督官の検査を拒み、

妨げ、若しくは忌避し、出頭の

命令に応ぜず、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

八 第三十三条第二項又は第三項(これらの規定を第三十三条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定による質問に対する陳述をせず、又は虚偽の陳述をした者

三十七條第二号中「第十八条第一項」を「第十八条」に改め「第二十条」を「第二十条第一項」に改め、同条第一項中「第十五條」の下に「第六条まで」を「第十条の二まで」に改める。

第三十七条第二号中「第十八条规定による届出を受理した場合、同条第三項の規定による許可をした場合及び第二十二条の規定による許

の取消をした場合」に改める。

第三十三条を次のように改める。  
(港湾運送事業監督官)

第三十三条 運輸大臣は、所部の職員の中から港湾運送事業監督官を命じ、この法律の施行に関する事項を掌らせる。

2 港湾運送事業監督官は、必要があると認めるときは、港湾運送事業者、荷主又は船舶運送事業者に對し、この法律及びこの法律に基いて発する命令の遵守に注意を喚起し、又は勸告をすることである。

3 港湾運送事業監督官は、必要があると認めるときは、港湾運送事業者の事務所若しくは事業場又は

はしけ若しくは引船その他の船舶に立ち入り、帳簿書類その他の物

件を検査し、港湾運送業者、荷主、船舶運送事業者若しくはこれらの事業に從事する者に出頭を命じ、報告をさせ、又は質問をすることができる。

4 港湾運送事業監督官は、必要があると認めるときは、港湾又は船

舶内にある者に質問をすることが

できる。

5 前二項の場合には、港湾運送

業監督官は、その身分を示す証票

を携帯し、且つ、関係者の請求ができる。

6 中央審議会の委員は、学識経験

のある者につき三人を、港湾運送

事業者につき二人を、及び港湾運

送事業に雇用される労働者につき二人を運輸大臣が任命する。

命令に応ぜず、又は報告をせ

ず、若しくは虚偽の報告をした者

三十三項において準用する場合を含む。)の規定による質問に対する陳述をせず、又は虚偽の陳述をした者

三十七條第二号中「第十八条规定による届出を受理した場合、同条第三項の規定による許可をした場合及び第二十二条の規定による許

の取消をした場合」に改める。

第三十三条を次のように改める。  
(港湾運送事業監督官)

第三十三条 運輸大臣は、所部の職員の中から港湾運送事業監督官を命じ、この法律の施行に関する事項を掌らせる。

2 港湾運送事業監督官は、必要があると認めるときは、港湾運送事業者、荷主又は船舶運送事業者に對し、この法律及びこの法律に基いて発する命令の遵守に注意を喚起し、又は勸告をすることである。

3 港湾運送事業監督官は、必要があると認めるときは、港湾運送事業者の事務所若しくは事業場又は

はしけ若しくは引船その他の船舶に立ち入り、帳簿書類その他の物

件を検査し、港湾運送業者、荷主、船舶運送事業者若しくはこれらの事業に從事する者に出頭を命じ、報告をさせ、又は質問をすることができる。

4 港湾運送事業監督官は、必要があると認めるときは、港湾又は船

舶内にある者に質問をすることが

できる。

5 前二項の場合には、港湾運送

業監督官は、その身分を示す証票

を携帯し、且つ、関係者の請求ができる。

6 中央審議会の委員は、学識経験

のある者につき三人を、港湾運送

事業者につき二人を、及び港湾運

送事業に雇用される労働者につき二人を運輸大臣が任命する。

6

港湾運送事業監督官は、この法

律及びこの法律に基いて発する命

令の違反の罪について、刑事訴訟

法(昭和二十三年法律第百三十一

号)の規定による司法警察員とし

て職務を行う。

第三十三条の二第一項中「登録」

を「免許」に改め、同項後段を削り、

同条第一項中「第十五條」の下に「第六条まで」を「第十条の二まで」に改める。

第三十四条中「五万円」を「十万円」に改める。

第三十五条第二号中「第十条(第三

十三条の二第二項)を「第十条又は第

十二条の二(これらは規定を第三十三

条の二第二項)に改め、同条第四号

中「場合を含む。」の下に「又は第

十六条の二(第三十三条の二第二項及び第三十三条の三第三項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第五号を第六号とし、第四号の次に次の二号を加える。

5 第二十条第三項(第三十三

条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反し者

第三十五条中第六号の次に次の二号を加える。

6

港湾運送事業監督官は、この法

律及びこの法律に基いて発する命

令の違反の罪について、刑事訴訟

法(昭和二十三年法律第百三十一

号)の規定による司法警察員とし

て職務を行う。

第三十三条の二第一項中「登録」

を「免許」に改め、同項後段を削り、

同条第一項中「第十五條」の下に「第六条まで」を「第十条の二まで」に改める。

第三十四条中「五万円」を「十万円」に改める。

第三十五条第二号中「第十条(第三

十三条の二第二項)を「第十条又は第

十二条の二(これらは規定を第三十三

条の二第二項)に改め、同条第四号

中「場合を含む。」の下に「又は第

十六条の二(第三十三条の二第二項及び第三十三条の三第三項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第五号を第六号とし、第四号の次に次の二号を加える。

5 第二十条第三項(第三十三

条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反し者

第三十五条中第六号の次に次の二号を加える。

万円以下の罰金に処する。

5 この法律による改正前の湾港運送事業法の規定によつてした命令、処分その他は、新法の相当規定によつてしまつたとみなす。

6 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

7 運輸省設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十七号を次に改める。

二十七 湾湾運送事業を免許し、港湾運送事業の業務に關し許可すること。

第六条第一項中第十一号の五を削り、第十一号の六を第十一号の五とする。

第二十六条第一項第八号の二を次のように改める。

八の二 湾湾運送事業に関する免許又は許可に関すること。

第三十八条第一項の表中港湾審議会の項の次に次のように加え

る。

中央港湾運送審議会（運輸大臣の諮問に応じて港湾運送に関する重要な事項を調査審議すること）。

四十一の二 湾湾運送事業に関する免許又は許可に関すること。

第四十条第一項第二十二号の二を次のように改める。

第四十五条海運局に附屬機関として地方港湾運送審議会を置く。

2 地方港湾運送審議会については、港湾運送事業法（昭和二十一年五月十四日附）の規定の請願（第二一〇六号）

一、水産物の輸送力増強等に関する請願（第二〇〇三号）  
一、三陸沿岸の航路標識整備等に関する請願（第二〇〇三号）  
一、國鐵山陽本線の電化促進に関する請願（第二一〇五号）  
一、國鐵艘田、小浜両駅間鐵道敷設促進に関する請願（第二一〇六号）  
一、ハイタクシーサービス還付に関する請願（第二一〇三号）  
一、福岡県板付飛行場を國際空港とする等の請願（第二一〇一六号）  
一、國鐵日豊線長洲、中山香駅間鐵道線改良に関する請願（第二一〇一六号）  
一、特定水域指定解除に関する請願（第二一〇三三号）  
一、瀬戸内海航行危険水域に航路標識増設の請願（第二一〇三四号）  
一、熊本市横糸屋、川尻両町間に一般乗合自動車経営路線免許の請願（第二一〇九六号）  
一、瀬戸内海における海難事故防止のための監督強化等に関する請願（第二一〇九七号）  
一、国鉄大船渡、釜石両駅間鐵道敷設促進に関する請願（第二一〇五号）  
一、西武線中井駅付近踏切に踏切番号の常置の請願（第二一〇六号）  
一、国鉄東北本線白石、北白川両駅間に新駅設置の請願（第二一〇七号）

六年法律第一百六十一号の定め

るところによる。

五月十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、三陸沿岸の航路標識整備等に関する請願（第二一〇五号）  
一、國鐵山陽本線の電化促進に関する請願（第二一〇六号）  
一、ハイタクシーサービス還付に関する請願（第二一〇三号）  
一、福岡県板付飛行場を國際空港とする等の請願（第二一〇三号）  
一、國鐵艘田、小浜両駅間鐵道敷設促進に関する請願（第二一〇六号）  
一、特定水域指定解除に関する請願（第二一〇三三号）  
一、國鐵日豊線長洲、中山香駅間鐵道線改良に関する請願（第二一〇一六号）  
一、熊本市横糸屋、川尻両町間に一般乗合自動車経営路線免許の請願（第二一〇九六号）  
一、瀬戸内海における海難事故防止のための監督強化等に関する請願（第二一〇九七号）  
一、西武線中井駅付近踏切に踏切番号の常置の請願（第二一〇六号）  
一、国鉄東北本線白石、北白川両駅間に新駅設置の請願（第二一〇七号）

第二一〇三号 昭和三十二年五月四日受理

三陸沿岸は随所に難所があり濃霧期において船舶遭難事故が多発し、航行に危険と不便を感じている実情にかんがみ航路標識を明示し、かつ未設置箇所に霧笛信号所を設置せられたいとの請願。

請願者 岩手県盛岡市内丸七二ノ一岩手県漁業協同組合連合会内 藤沢清助  
紹介議員 千田 正君

請願者 ノ一岩手県漁業協同組合連合会内 藤沢清助  
紹介議員 千田 正君

請願者 寿吉外九名  
紹介議員 井上 清一君

請願者 福井県小浜市長 今島 敷設促進に関する請願  
紹介議員 井上 清一君

請願者 寿吉外九名  
紹介議員 井上 清一君

請願者 大分県宇佐郡宇佐町  
紹介議員 矢嶋 三義君

請願者 宇佐神宮の鎮座する宇佐町は、また別府一耶馬渓を結ぶ觀光ルートの中央にあつて、參拜者、觀光客は日ごとに増加しているが、これら年間數十万にも

至る鉄道は、既に着工の運びとなつてゐたもので、戰争のために中断され

たままとなつてゐるが、本路線は産業、經濟、觀光、交通、文化等あらゆる面において、地方的にはもとより國家的にも重要度の高いものであるから、經

濟自立態勢がいよいよ強化され日本海方面に對する新生面の展開が重視される際、この沿線無尽の資源を開拓活用して國家に貢献し、かつ地方文化の向上に寄与するため、昭和三十一年度においてぜひとも本鐵道敷設工事に着手せられたいとの請願。

請願者 岩手県盛岡市内丸七二ノ一岩手県漁業協同組合連合会内 藤沢清助  
紹介議員 千田 正君

るから、すみやかに本線の電化を図られたい。またこの電化に際しては、明石から西進する計画のことであるが、建設及び経常費の少い区間である橋生を起点として東進されるよう特段の配慮をせられたいとの請願。

第二一〇六号 昭和三十二年五月六日受理

國鐵日豊線長洲、中山香駅間鐵道路線敷設促進に関する請願  
紹介議員 矢嶋 三義君

請願者 大分県宇佐郡宇佐町  
紹介議員 矢嶋 三義君

請願者 河野喜太郎外二十一  
七名  
紹介議員 矢嶋 三義君

請願者 宇佐神宮の鎮座する宇佐町は、また別府一耶馬渓を結ぶ觀光ルートの中央にあつて、參拜者、觀光客は日ごとに増加しているが、これら年間數十万にも

およぶ觀光客の多くは大分交通宇佐宮線を利用している現状である。ところが日豊線のスピード化並びに貨物輸送の増強をはかるため、宇佐駅を廢止して豊前長洲駅から直接豊後高田市を通つて中山香を結ぶ新線の建設が、すでに延べ輸入大臣に申請されているとの話であるが、この新線の計画が実現されると宇佐参宮鐵道の運営はまひ状態になり直ちに廢線のうきめを見るから、新線を建設することなく既設トンネルを改良することによって同線のスピード化並びに貨物輸送の増強を図られたいとの請願。

請願者 福岡市天神町二福岡県  
紹介議員 相澤 重明君

ヤータクシーサービスだけはいまだ営業権が返還されず、同業者は生業を失い深刻な生活の危機に直面しているから、ハイタクシーサービスを返還せられたいとの請願。

第二一〇六号 昭和三十二年五月六日受理

國鐵日豊線長洲、中山香駅間鐵道路線改良に関する請願  
紹介議員 矢嶋 三義君

請願者 大分県宇佐郡宇佐町  
紹介議員 矢嶋 三義君

請願者 河野喜太郎外二十一  
七名  
紹介議員 矢嶋 三義君

請願者 宇佐神宮の鎮座する宇佐町は、また別府一耶馬渓を結ぶ觀光ルートの中央にあつて、參拜者、觀光客は日ごとに増加しているが、これら年間數十万にも

およぶ觀光客の多くは大分交通宇佐宮線を利用している現状である。ところが日豊線のスピード化並びに貨物輸送の増強をはかるため、宇佐駅を廢止して豊前長洲駅から直接豊後高田市を通つて中山香を結ぶ新線の建設が、すでに延べ輸入大臣に申請されているとの話であるが、この新線の計画が実現されると宇佐参宮鐵道の運営はまひ状態になり直ちに廢線のうきめを見るから、新線を建設することなく既設トンネルを改良することによって同線のスピード化並びに貨物輸送の増強を図られたいとの請願。

請願者 福岡市天神町二福岡県  
紹介議員 相澤 重明君

紹介議員 吉田 法晴君	福岡県板付飛行場には、現在既に税関、入国管理事務所、検疫所等があり、ターミナルビルの完成とともに国際空港としての外観を一応完備したから、中國大陸、朝鮮半島、シベリア、東西アジア等各地への国際ラインの開設を早期に実現し、板付飛行場をその基地とせられたいとの請願。
第二〇三三号 昭和三十二年五月七日受理	特定水域指定解除に関する請願
請願者 岡山県議会議長 渋越 和夫	紹介議員 島村 軍次君 船舶航行の安全確保のため瀬戸内海における掃海水域に対し、特定水域航行令が全面的に適用されたため、内海沿岸の零細漁民は、主要漁場における操業が極度に制約を受ける結果となつて、収入の激減、ひいては生活の窮屈化をしいらえている実情であるから、すみやかにやむを得ない水域を除いては、特定水域の指定を解除せられたとの請願。
第二〇三四号 昭和三十二年五月七日受理	瀬戸内海航行危険水域に航路標識増設の請願
請願者 岡山県議会議長 渋越 和夫	紹介議員 島村 軍次君 瀬戸内海は、大小無数の島が散在して、あまたの追門を形成し潮流の変化がはなはだしいため海難事故が多く、船舶関係者から航行の安全を確保し、海難
第二〇九六号 昭和三十二年五月九日受理	熊本市横糸屋、川尻町間に一般乗合自動車経営路線免許の請願
請願者 熊本市长 坂口主税 紹介議員 矢嶋 三義君	熊本市横糸屋、川尻町間に一般乗合自動車経営路線免許の請願
第二一〇五号 昭和三十二年五月十日受理	国鉄大船渡、釜石向駅間鉄道敷設促進に関する請願
請願者 岩手県氣仙郡三陸村長 野々村善二郎外三名 紹介議員 千田 正君	紹介議員 千田 正君 宮城、岩手、青森の三県を結ぶ三陸沿岸はぼう大な山林、鉱、農、水産等無限の資源を有し、また觀光地帯としても天然の風光に富み、その発展は物資輸送の交通路確立にまつことは言うまでもないことであり、既に氣仙沼、本吉間の鉄道開通は三陸縦貫鉄道に一步前進をもたらしたものであるから、この際さらに大船渡市盛町、釜石間に新設の請願。
第二一〇七号 昭和三十二年五月十日受理	國鉄東北本線白石、北白川河駅間に新駅設置の請願
請願者 宮城県刈田郡蔵王町長 佐藤甲二外三名 紹介議員 高橋進太郎君	東北本線白石、北白川河駅間は、八、六キロの距離があるため、その中間地点の宮城県蔵王町宮町を中心として散在する蔵王盆地区及び白石市渓谷、内親地区等の部落の住民は、國鉄を利用するためには時間的にも經濟的にも非常な負担となつてゐるから、第十九回会において請願が採択されて、白石、北白川河駅の中間宮城県白石市白川大字内親字安久戸に新駅を設置せられたとの請願。
第二一〇六号 昭和三十二年五月十日受理	西武線中井駅附近踏切に踏切番号置の監督強化等に關する請願
請願者 東京都新宿区下落合一 請願者 和夫	請願者 和夫 瀬戸内海における海難事故防止のための監督強化等に關する請願
第二一〇九七号 昭和三十一年五月九日受理	西武電鉄の踏切は第一号から第十号まで本学区内にあって、その事故は子供が走り、これが整備費の増加をはかられるとともに、すみやかに瀬戸内海の航行危険水域に航路標識を増設して海難防止に万全の措置を講ぜられたいとの請願。
第二一〇五号 昭和三十一年五月十日受理	熊本市横糸屋、川尻町間に一般乗合自動車経営路線免許の請願
請願者 熊本市长 坂口主税 紹介議員 矢嶋 三義君	熊本市横糸屋、川尻町間に一般乗合自動車経営路線免許の請願
第二一〇六号 昭和三十一年五月九日受理	國鉄大船渡、釜石向駅間鉄道敷設促進に関する請願
請願者 岩手県氣仙郡三陸村長 野々村善二郎外三名 紹介議員 千田 正君	紹介議員 千田 正君 宮城、岩手、青森の三県を結ぶ三陸沿岸はぼう大な山林、鉱、農、水産等無限の資源を有し、また觀光地帯としても天然の風光に富み、その発展は物資輸送の交通路確立にまつことは言うまでもないことであり、既に氣仙沼、本吉間の鉄道開通は三陸縦貫鉄道に一步前進をもたらしたものであるから、この際さらに大船渡市盛町、釜石間に新設の請願。
第二一〇七号 昭和三十一年五月十日受理	國鉄東北本線白石、北白川河駅間に新駅設置の請願
請願者 宮城県刈田郡蔵王町長 佐藤甲二外三名 紹介議員 高橋進太郎君	東北本線白石、北白川河駅間は、八、六キロの距離があるため、その中間地点の宮城県蔵王町宮町を中心として散在する蔵王盆地区及び白石市渓谷、内親地区等の部落の住民は、國鉄を利用するためには時間的にも經濟的にも非常な負担となつてゐるから、第十九回会において請願が採択されて、白石、北白川河駅の中間宮城県白石市白川大字内親字安久戸に新駅を設置せられたとの請願。

昭和三十二年五月二十一日印刷

昭和三十二年五月二十三日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局